

# 総務文教常任委員会会議録

令和8年3月10日（火）

令和8年3月10日（火）、午前10時00分から総務文教常任委員会を第一委員会室に召集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	平塚 悟	副委員長	土屋 憲一
委員	丸山 国一		小林真理子
	相沢 俊行		佐藤 浩美
	佐藤 照幸		橋爪 孝裕
	山賀 沙耶		

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

なし

○ 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	丹澤 英樹			
総務課長	志村 裕喜			
財政課長	田口 俊			
会計管理者	奥山 清			
税務課長	飯島 泉			
市民課長	河村 敬			
福祉総合支援課長	土橋 美和			
勝沼支所長	廣瀬 仁			
大和支所長	大村 山治			
教育総務課長	清水 修			
生涯学習課長	小林 好彦			
政策秘書課	新田 照人	笹本 正和	廣瀬 亮	佐藤 彩子

総務課 武井 一徳 高石 宏満 磯谷 多恵 樋口 透  
財政課 森 なおみ 中村 明博  
教育総務課 内藤 智子 小林 絵美  
生涯学習課 八巻 一也 入江 俊行

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第 3号 甲州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 4号 甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 5号 甲州市職員給与条例の一部を改正する条例制定について

議案第29号 甲州市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（平塚 悟君） 皆さん、おはようございます。

初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知ください。

ただいまの出席委員9人、定足数に達しておりますので、総務文教常任委員会を開会いたします。

---

議長挨拶

- 委員長（平塚 悟君） 初めに、議長が見えておりますので、挨拶をお受けいたします。お願いいたします。

- 議長（相沢俊行君） 改めて皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会に付託されました案件、ぜひ各委員の多角的な視点で審査をよろしくお願い申し上げます。

- 委員長（平塚 悟君） ありがとうございます。

---

開議

- 委員長（平塚 悟君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、2月20日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案3件及びその他案件1件の審査をお願いいたします。

また、審査終了後のその他の件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後、最初の休憩中に委員長へ申出をお願いいたします。

---

#### 議案第3号

- 委員長（平塚 悟君）　初めに、議案第3号 甲州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（平塚 悟君）　当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君）　質疑がないようですので、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君）　ご異議がないので、さよう決しました。

---

#### 議案第4号

- 委員長（平塚 悟君）　次に、議案第4号 甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（平塚 悟君）　当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林真理子委員。

○ 委員（小林真理子君） 学校運営協議会はこれまで報酬なしでやっていただいたのでし  
ょうか。

○ 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

これまでは謝礼という形で支給はさせていただいてございます。

○ 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

○ 委員（小林真理子君） 今度、日額ということで定められるのですが、学校によっては  
回数も違ったりするのではないかと思うのですが、そういうのはどういうふう to 今度、  
管理、把握をしていくのかをお願いします。

○ 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

現在もそうなのですが、各学校から年度末に、ちょうどこのタイミングで、年度間にお  
いて何回、誰が出席をされたのかという一覧表を頂いております。それに基づきまして、  
現在も支払っておりますので、来年度以降も同じような取扱いにさせていただきたいと  
考えております。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 今の学校運営協議会の委員さんというのは、市全体で何人ぐら  
いいるか分かったら教えていただきたいのですけれども。

○ 委員長（平塚 悟君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

---

再開 午前10時08分

○ 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。

清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

手元に正式な資料がございませんが、1校について4人から12人という形で定めさせて  
いただいております。その中で、学校ごとの運営でありますので、全体ではたしか70人程  
度であったかなと覚えております。

以上であります。

○ 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長、今の学校運営協議会の委員の数、大体全部

で70名程度ということでありますけれども、大きい学校、小さい学校ありますので、正式な数字等、後でよいので、報告していただければと思います。お願いいたします。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(平塚 悟君) 議案第4号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(平塚 悟君) ご異議がないので、さよう決しました。

---

#### 議案第5号

- 委員長(平塚 悟君) 次に、議案第5号 甲州市職員給与条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長(平塚 悟君) 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林真理子委員。

- 委員(小林真理子君) 上限の6万6,400円というのは人事院で示されている数字なのか、何か根拠があって、この数字が算定されているのかお問い合わせできますか。

- 委員長(平塚 悟君) 志村総務課長。

- 総務課長(志村裕喜君) お答えいたします。

委員が今おっしゃったように、人事院勧告による内容を使っております。

- 委員長(平塚 悟君) 小林真理子委員。

- 委員(小林真理子君) 燃料代も地域によって様々だと思うのですが、基礎となる燃料代というのはどのくらいで算出しているのかというのは分かりませんよね、人事院の勧告だと。市では、基本的にどのくらいのところに基準を置いているのかというのは、月によって変わると思うのですが。

- 委員長(平塚 悟君) 志村総務課長。

- 総務課長(志村裕喜君) お答えをいたします。

今現在もそうなのですけれども、職員の通勤手当につきましては燃料代ではなくて、距離別に区分けをして支給するような形を取っております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 職員の駐車場の料金及び通勤手当をきちんと評価するというか、手当するというのはとても大事なことで、喜ばしいことだと思います。その上で伺いたいのですが、今の燃料代が年によって、あるいは季節によって上下をする、今回も多分そうなのだけれども、多分そうすると、人事院でまた次の勧告があるから、次の年度にそれが反映されるということだと思うのですが、そういうふうにご改定は、また人事院勧告によって変わっていく可能性があるということによいのですか。
- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

条例の概要の説明のときにも申し上げましたとおり、人事院勧告、それから県の人事委員会による勧告を鑑み、今回も改正をしておりますので、次回以降があるとすれば、そういう内容を考慮してまた改正していくものだと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

だから、途中で、燃料代によっては変わらないけれども、それを加味した人勧の中だと思いますので、それですよろしくお願いいたします。

そして、現行では距離によってというのが条例の中に定めてあるのですが、今度は、人によって距離が違うから当然変わってくるのだけれども、その規則というのは、既にもう定めた表みたいなものがあるのですか。

- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

距離別の金額につきましては、3月30日に開催を予定しております例規審査会において、規則の内容について審査を行った上で決定していく予定でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） そして、それが例規に反映されるということで、分かりました。
- 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 副委員長（土屋憲一君） 委員長を交代します。

平塚委員長。

- 委員長（平塚 悟君） 今度、新たに職員の駐車場等に係る通勤手当、5,000円を超えない範囲でということでありませけれども、現状でどのぐらいの職員が通勤で、民間の駐車場をお借りして止めている方がいるのか。また、この甲州市の本庁舎で、大体月当たりの相場というか、そういったところは、現状を把握されているのかどうかということでお伺いいたします。
- 副委員長（土屋憲一君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

現状の職員の駐車場の話をちょっとさせていただきますと、現在は、ほぼ大多数が自家用車で通勤しているものと思います。それ以外は自転車ですとか、徒歩という職員もおりますけれども、かなり多くの職員が自家用車を使用して通勤をしております。

駐車場につきましては、職員の福利厚生組合で民間の市役所周辺にある駐車場と契約をいたしまして、職員が割り当てられた駐車場に駐車して勤務するというような形で、福利厚生組合へ職員が定められた月額を、給料から差し引かせていただいているというような形でございます。出先の職員につきましても、本庁勤務の職員と同等で、同じ金額を福利厚生組合のほうで徴収させていただいております。

なお、近隣の駐車場の相場につきましては、大体市役所周辺で4,000円ぐらいという認識をしております。そのような相場だと認識しておりますが、多くの職員は今言った福利厚生組合で契約している駐車場を使い、民間の駐車場を使っている職員につきましてはごく少数だという認識であります。

- 副委員長（土屋憲一君） 平塚委員長。
- 委員長（平塚 悟君） そうすると、福利厚生組合を通して駐車場を借りているということで、その組合に各自が負担金を納めるという状況だと思うのですよね。でも、今回こうやって条例改正をすることによって、組合との関係性というのは引き続いていくという認識でよいのか、それとも、通勤手当として出すので、組合が一部負担している状況なのか、それとも一律に4,000円であれば、4,000円を本当に徴収している状況なのか、確認でお伺いしてよいですか。
- 副委員長（土屋憲一君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

今現在は、委員長おっしゃいましたとおり、福利厚生組合のほうで一部負担をして、残

額を職員が福利厚生組合へお支払いをする流れになっております。今後は、取りあえず今のところの予定でございませけれども、職員がそれぞれ負担は今までどおりにしていただいて、給与の中の手当でその分を職員に支給していくというような流れで考えています。

- 副委員長（土屋憲一君） 平塚委員長。
- 委員長（平塚 悟君） 承知いたしました。

大多数の方が車でこの本庁舎、それから甲府等にも、その出先機関に勤めている方もいるので、新たな通勤手当でカバーしていくということなのですが、福利厚生組合が民間の周辺の民地をお借りしているという状況で、それは引き続き、個人に支給はされるのですが、民地との交渉というのは市役所がするという認識でよいですか。その組合がそこは働き掛けるという認識でよいでしょうか。

- 副委員長（土屋憲一君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

年度におきまして、職員の増減がありますので、その辺も考慮した上で、今までどおり民間の所有者の方等とご相談をしながら契約して、福利厚生組合で借り上げていくという予定でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 委員長を交代いたします。

ほかに質疑はございますか。

橋爪孝裕委員。

- 委員（橋爪孝裕君） 1つ教えてください。

先ほど志村課長がおっしゃったとおり、4,000円程度が相場だとすると、今度、5,000円を上限に補助するということは、職員の負担はなくなるという認識でよろしいのでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

民間の相場は4,000円とお答えをいたしましたけれども、福利厚生組合に職員が負担している金額と、職員が民間の駐車場を借りている場合の差額が生じますので、そこは公平性を保つ意味で福利厚生組合へ職員が負担している額と同額で支給をするということで今のところ考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 橋爪孝裕委員。

○ 委員（橋爪孝裕君） では、福利厚生組合が契約しているところは、民間の4,000円の相場より高いということになるのですか。

○ 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。

○ 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

福利厚生組合へ職員が負担していく金額につきましては、借りる人数の多い、少ないによって金額が多少前後いたしますけれども、本年度は1,300円を負担していただいておりますので、民間を例えば4,000円で借りている職員がいたとしても、その公平性を保つ意味で1,300円を駐車代として支給させていただくということで考えております。

○ 委員長（平塚 悟君） 橋爪孝裕委員。

○ 委員（橋爪孝裕君） すみません、頭が固くて。でも、5,000円を今度、上限で補助するという事は、超えない範囲だから、職員の負担はなくなるということではないのですか。

○ 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。

○ 総務課長（志村裕喜君） 分かりづらい答弁で申し訳ないです。

条例においては超えない範囲内でどうたっておりますので、5,000円を超えない範囲で、職員の平等性も担保するという形で同額の1,300円、4,000円かかったとしても1,300円の支給額とさせていただく予定でございます。

○ 委員長（平塚 悟君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時29分

○ 委員長（平塚 悟君） では、再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（平塚 悟君） ないようですので、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（平塚 悟君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第29号

- 委員長（平塚 悟君） 次に、議案第29号 甲州市過疎地域持続的発展計画を定めることについて、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（平塚 悟君） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） この計画の作成のプロセスをお伺いすることは可能ですか。
- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

まず、前の計画については、一部過疎であった大和地区からの意見聴取などもしながら計画を策定いたしました。ただ現行の計画は、全過疎になった後の計画でございまして、この計画期間が終了したことによって、新たに策定をし直すというものになりまして、まず、庁舎内の事情等も見ながら政策秘書課で主な計画の策定を進めてきたものであります。

特に計画の内容について、過疎債が充てられるものとか、そういったものに配慮しなければなりませんので、この計画の中に記されております各事業等については、各課へのヒアリングを実施しながら計画の策定を進めてまいったところです。特に、事業に記された内容についても、各課と連携をしながら記されてきたものでございます。

最終的に県にも内容をご確認いただいて、異議がないというような回答をいただいた後、最終的にパブリックコメントを通じて策定をするという、そういうプロセスになっております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 政策秘書課の中で作成を進めてきたということで、予算がついていたのか、すみません、そこまで確認してこなくて。どこかお手伝いをいただきながら作成をしたのか、それとも政策秘書課内の職員だけで作成したのかお伺いできますか。
- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

ご質問の意図としては、よく計画を策定するときに委託費などを予算化して、専門的な

ところにつくっていただく計画もあるので、そういった意味合いで聞いていただいていると思いますが、この計画に関しましては、職員が作成したということになります。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 内容も、一通り拝見させていただきまして、本当に各課にわたるところが丁寧に書かれていたのですが、先ほどちょっと各課のヒアリングなどもしながら計画に反映していったというようなご答弁をいただいたのですが、各課のヒアリングだけだったのか、それともワーキンググループ的なものもやったのかお伺いできますか。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

本件につきましては、ワーキンググループの設置ではなくて、あくまでも各課ごとにヒアリングをさせていただいて策定をしたものでございます。

- 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑は。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） この過疎地域持続的発展計画を、先ほどおっしゃった過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法ですとか、山梨県の過疎地域持続的発展方針に基づいて市で全過疎に指定となった、過疎債を使えるようになったところは、これをつくらなければいけないということなのですか。というのは、私も一通り見せていただいて、全てにわたってかなり総合計画とか、そういうこととかなり重なっています。結局、全過疎になったわけだから、それはこの市の総合計画と同じという感じもするので。わざわざこうやって持続的発展計画というのを過疎地域にする意味はどういうことなのか、1つ教えていただきたいことと、あと細かいことを1つ聞きたいのですが、すみません。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

こちらの計画につきましては、国勢調査の結果によって、当然条件が合致するので、甲州市が全過疎になったわけですがけれども、全過疎になった地域が必ずこの計画を作成せよという義務づけではないのです。ただ、この計画において様々な事業を載せさせていただいておりますけれども、この計画をつくって、この事業がないと、過疎債ですとかそういった有利なものを使えないということにもなりますので、これはそういった意味合いでつくらせていただいております。

したがいまして、過疎地域持続的発展計画という題目ではありますが、確かにご指摘のとおり総合計画等ほかの計画と内容が似通った部分もあることは事実でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

過疎債を適用できる事業というのをかなり各課のヒアリングの中で考えているということなのだろうと思うのですが、例えばこの22ページに産業振興のところで、加工施設の事業内容というところで、食肉加工施設を整備するとか、そういうことが書いてあるのですよね。だから、ここに書いてあることは、この方向でやろうということで、ほかのところもいろいろあるのですけれども、そういうふうに理解してもよいですか。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、この計画に載っていないければ、逆に有利な起債ですとか、それから補助の割合もちょっと高くなったりとか、そういった有利な条件が該当になりませんので、かなり広めにこの計画には載せさせていただいております。この計画に載っている事業の全てを実施するということではないのですけれども、使えるものがありそうなものは各課に聞いて載せておかなければ、後々に充てることができないと。そういったものもありますので、かなり広めに載せさせていただいております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 読んでいきますと、文化・伝統を大切にしていこうであるとか、甲州市の持続可能、発展ということで、少し攻めるといっても、この地域を大切にしていましようというようなところも多く見受けられるのですが、歴史的風致維持向上計画についてどこにも触れられていなくて、それはなぜなのかということをお伺いしたいです。
- 委員長（平塚 悟君） 直接、生涯学習課長がお答えいただいてもよいですか、どうしますか。

小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

歴史的風致維持向上計画、歴まちという言い方をしていますけれども、現在この甲州市の歴まちの計画につきましては、令和8年度が最終年度になる10年計画でございます。その中で計画した事業につきましては、おおむねこの第1期の10年間で終了という方向にな

っております。この歴まち計画につきましては、歴史的風致という言葉を使っていますが、特に文化財に特化したものではなくて、国土交通省と農林水産省、それから文化庁ですか、3省が合同でその計画を承認するというような形のいわゆるまちづくり計画でございます。先ほども申し上げましたけれども、第1期の計画分の事業はおおむね、あと1年残っていますけれども、終わったということで、その次の第2期をどうするかという話があったときに、関係する庁内の関係課の中で協議をした結果、この計画によらなくても、今後のまちづくりを進めていくにはほかの計画に基づいてやっていくことができる。この歴まちの計画に載っていないと使えない交付金というものもあるので、特にその交付金を必要としなくても、ほかのもので今後のまちづくりはやっていけるということで、ひとまず庁内では第1期計画が終了したところで、第2期については新たな計画をつくるということを行わないという方向性が示されましたので、あえて歴まち計画についての記述は今回の過疎地域持続的発展計画の中には出てこないということになっております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 大変驚かされたことを今聞いたので、歴史的風致維持向上計画の第2期についてはちょっとまた別のところで議論させていただきたいと思います。

あともう一個伺いたいのですが、事業計画の中で、今もそうなのですけれども、過疎対策債でイベントなどにもソフト面ということで過疎債が充当されているのですが、今回も次の計画期間の中でもイベントの、58ページですね、施策効果が将来に及ぶということが多々触れられていて、この事業計画の中でも、これはそうかな、これはどうなのだろうというのも幾つかあるのですが、イベント各種の施策効果が将来に及ぶと判断した理由をお聞かせください。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） 非常に難しいご質問をいただいたかと思います。

将来にわたってといいますか、こういったイベント、交流イベント等につきましては、地域の振興に一役買うものであると思います。こういったイベントをしたから、もうそこで地域がどんどん発展していくかということではないと思うのですけれども、地域が持続的に発展していくための一つの役割は持っているものだと考えます。

ですので、ほかの事業もそうなのですけれども、これをしてあげば、これで持続可能なのかというものではないのですけれども、様々な施策を組み合わせる中で進めていかな

ければ、やはり今後の地域振興を図れるものではないと思いますので、あくまでも一端を担うものであるという認識でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 予算のときにも、当初予算で、過疎債で、何でこの事業なのだというような質問も出たりもするのですが、ここで一旦、過疎計画の中で事業が決まっていってしまうということで、今度、過疎債に充てる事業というのも決まってしまうのだとは思いますが、有利なので何でも入れておいたほうがよいというのもある一面で、どうなのだろうというところはやはり改定のときだからこそ見直すべきではなかったのかなと考えます。意見です。

- 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑はございませんか。  
小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） あと1点、中身のところを聞いてもよいですか、ここの。

- 委員長（平塚 悟君） もちろん、計画ですから。

- 委員（小林真理子君） 49ページのところにあるのですが、集落の整備というところで、初めてちょっと耳にする言葉で、これまで都市マスタープランであるとか立地適正化計画でもあまり聞きなじみがない言葉がでてきたので、集落ネットワーク圏というのはどのようなイメージで、いつまでにこれを整備を検討していきますというのが書いてあるので、どのようなイメージでいらっしゃるのかお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

---

再開 午前10時49分

- 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。

丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

まず集落という言葉についてですけれども、これは総務省等がやっております、例えば小学校区単位ですとか、その地域の実情に応じて決めていくものですので、こういうものが集落であるという定義に基づく集落といっているわけではないことをまずご理解いただきたいと思います。

その上で、その下にあります対策と集落支援員の積極的な配置を検討したいというのは、

これは総務省の事業でもあるのですけれども、持続可能かどうか、例えばちょっとどうなのだろうという集落があったとしますけれども、そういったところに支援員を送り込んで、その集落の持続可能性を高めていく、それから発展に努めるといった意図を持って送り込むものなのですけれども、次の50ページにちょっと解説がございまして、人口減少によりコミュニティ活動の維持が困難になりつつある地域に配慮し、コミュニティ活動の維持向上を支援すると。まだ特定の地域、どこがというところではないのですけれども、今後5年間のうちにそういった地域が出てくる可能性もあるということで、先ほど申し上げましたが、かなり広めに事業を拾いたいという意図もございまして、それにこの有利な過疎債等を充てる可能性も見込める、そういう意図もございまして、ここに載せさせていただいたものでございます。

現在において、特定の集落、または特定の学校単位とかそういったものを指して想定をしているわけではないのですが、ただ、今後そういった対応をしていく必要があると思われる集落、あるいは地域というものを見込んで、ここの49ページ、50ページを作成したものでございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 総務省の中にあるということですね。甲州市は今のところ想定がなくというところで、この5年間の間でそういうところもいろいろ検討していきましようという前向きな考えはよいと思うので、地域公共交通計画も来年度改定になるので、そういうところにも、せっかくこういう言葉を拾ってきて、こういうことをやっていこうという姿勢があるのであれば、またそこにも反映されるような計画になっていただきたいと思うのと、あと、質問なのですが、先ほど50ページの総務省でやっている事業ということになるのですか、集落支援事業というのは。お願いします。ちょっとどんな事業になるのか、ざっくりで構いませんので。
- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

確かにここの記述ですと具体的なものが出てこないのでイメージしづらいと思うのですが、例えば行政区、あるいは先ほど申し上げた小学校区単位で、その地域の自治組織が立ち行かないような場合に、例えばそのコミュニティ活動をお手伝いいただく、例えば会計年度任用職員さんをそこに送り込んで、地域づくり、そういった地域として活動していただきたいけれども、なかなか立ち行かなくなっているという活動全般につい

てお手伝いをしてあげる。それによって、その活動をその地域が維持することができる  
といったものを想定した制度となっております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 何となく分かりました。

ちょっと知り合いの方から、農村プロデューサーという取組を聞いたことがありまして、  
農村プロデューサーは資格なのですね。資格をもらってやっている活動なのですが、山  
形県とかに先行事例があつて、同じようなイメージです。集落でやはりちょっとコミュニ  
ティ活動が限界に来ているとか、そこをどういうふうに持続していこうかというところ  
に農村プロデューサーが関わることで、地域の住民の皆さん、みんなで考えていく、  
この地域をどうしていけばよいかというのをみんなでというのは、本当に選ばれた何人  
ではなくて、全員で、子どもも大人も、おじいちゃんもおばあちゃんもみんなで考えて  
いくというのに農村プロデューサーが関わって、みんなで一緒に考えていきたいと思います  
という、コーディネートする人がいるのですが、そういうのもぜひうまく活用できるとよ  
いかなと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 答弁求めますか。よいですか、意見として。

ほかに質疑はございませんか。

相沢俊行委員。

- 委員（相沢俊行君） 全国の国勢調査のデータが、次の政府の決定に至るまでの時期と  
して、計画を立てるということは当然必要なことで、内容に問題ないということかなと  
思われますが、そもそも本市が全部過疎になって、山梨市は旧牧丘町と旧三富村が一部  
過疎ということで認定をされている中で、全部過疎ということになれば、それに対応す  
るということなのですから、これは、次の段階で一部過疎に戻るという見通しもお  
持ちなのでしょうか。そのあたりの見通しはいかがでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

現時点におきまして、一部過疎に戻るということは想定していないのですが、この要件  
ですね、国勢調査の結果を反映した要件で本市が当たっておりますのが、その要件の中  
の人口減少率が、この25年間で23%以上減に対して、本市は23.15%、それから財政力指  
数について、平成30年から令和2年度で0.51以下というところが直近0.44というこの2点  
で当たっているわけです。ここが少し上にならないとなかなか一部過疎に戻ることは難

しいと思います。もう一点は、この基準ですと、今回、令和7年度に国勢調査をいたしました。その結果が出て、それをこの要件に当てはめると、全国でももっと過疎地域が増えてしまうのではないかという、まだこれは予測の段階ですけれども、予測があります。なので、そういった場合に、過疎が過疎でなくなるというか、もっと過疎が広がってしまうので、要件が変わるのではないかということも言われております。これも予測ですので、まだはっきりしたことは言えませんが、そういった見込みもありますので、現時点では次にどうなるかという予測立てはちょっと難しいのかなと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 相沢俊行委員。
- 委員（相沢俊行君） ありがとうございます。

国も国勢調査のデータに鑑みて、要素の部分の変更があるのかもしれないということは新しい情報でしたが、山梨県を見ましても、市町村で実際に全部過疎になっているのは甲州市と上野原市で、残りはみんな町村なのです。だから、うちの置かれている状況が大変厳しいことは明らかであるので、過疎対策事業債という名の有利な地方債で起債できるという点は、そこをてこにしてさらに活性化を進めるというのは当然やることだとは思いますが、要望になると思いますけれども、ぜひ全部過疎から抜け出せるような施策のほうにも力点を置いてお願いしたいと思います。要望です。

- 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（平塚 悟君） 質疑がないようですので、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第29号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（平塚 悟君） ご異議がないので、さよう決しました。

以上で当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

- 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。

---

その他の件について

- 委員長（平塚 悟君） その他の件について、これより質疑を行います。

お手元のタブレットに資料を共有させていただきました。事前に通告をいただいた方が佐藤浩美委員、それから小林真理子委員からいただいております。そして、今の休憩中に全部で7問追加がありましたので、ご承知おきください。

それでは、事前に通告をいただいていた分から進めたいと思います。

佐藤浩美委員、お願いいたします。

- 委員（佐藤浩美君） 1番目ですけれども、令和7年度会計年度任用職員の配置別人数の市長部局、教育委員会別の配置表を頂きたいということなのですけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 配置表はPDFで入っています。

- 委員（佐藤浩美君） 入っているのですね、ごめんなさい。

それに続いて、例えば専門性の高い家庭相談員とか、それから図書館の司書さんとか、そういう方々は継続性が大事だと思うのですよね。その継続性も大事だったり、秘密も保持しなければいけない、結構責任も多い部署だったりするのですけれども、それについて、正規の職員化していくという、そういう方向性というのはいかがなものでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

現在、専門職につきましては、土木技師、建築技師、保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、栄養士、司書、文化財主事、調理師などがございまして、必要な部署へ配置をしております。新たな採用につきましては、甲州市職員定員適正化計画に基づく定員管理ですとか、退職による欠員への補充を行っておりますが、専門職の募集に対する申込みは非常に厳しく、採用に達しなかった職員につきましては、会計年度任用職員で対応するような形を取っております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 専門的な方の会計年度ではなくて正規でもなかなか採用が厳しいという原因というのでしょうか、やはりそういうことについては検討されたということ

はありますか。

- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

先ほど答弁したとおり、専門職の募集に対する申込みは非常に厳しい状況であります。ただ、黙って待っているだけということではございませんので、その専門職の資格を取れるような組織ですとか、もう既に専門職の職をお持ちの方が多く加入されているような組織とか、そういうところにも働きかけを行いながら、必要な人数を確保するという方式を取っておりますけれども、どこの市町村も専門職は大変厳しい状況でありますので、うちも変わりなく厳しい状況ですが、努力は引き続きしていきたいと思っております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） それと同時に会計年度任用職員の、例えば司書さんとか保育士さんとか、ほとんど正規の人と変わらないような仕事をされているということの中でも、会計年度さんと職員の待遇は、やはりかなり変わるわけで、その部分を正規の職員に変えるという、そういう考えはおありではありませんか。
- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

年齢の要件等もありますけれども、会計年度任用職員の専門職の方につきましても、職員の採用試験に応募することは可能でございますので、ほかの職員、それから専門職の方と同じように募集をしたときに応募していただいて、職員採用試験を受けていただくことは可能ですので、そちらのほうへ応募していただくようなことをお願いしていきたいと思っております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） では、該当の方にも正規職員として採用試験に応募したらどうかみたいな、そういうことも含めてお話ししていただければありがたいと思います。
- 委員長（平塚 悟君） 続けて次の質問に入っていただいてよいですか。お願いいたします。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 学校給食の地産地消の問題は、一般質問で渡邊議員からも質問があったことなのですが、やはり地産地消というのは割高になるのは当然だと思

ますし、同じ形、同じ大きさということを求めることには無理があるのではないかと思います。生産者の顔の見える関係で地産地消を進めていくということ、それから子どもたちへのより安全・安心な食材を提供する、そして子どもたちをそういうもので育てていくという、そういう地産地消についてどういう方針を持っているか伺いたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

まず、学校給食でございますが、正しい食知識と望ましい食習慣を身につけさせることを目的としております。学校給食センター及び単独校3校により現在提供をしているところであります。

食材につきましては不平等感が出ないように、同じ大きさ、グラム数で納入をいただくことを基本としているところであります。食材によってですが、例えば隣同士で大きさが違うとか、そういったことがあってはいけませんので、一応基本的には同じ大きさ、グラム数で納入をしていただくということを基本としているところであります。

一方で、学校給食におけます地産地消は、おいしいだけではなく、食育の教材といたしまして、地元の食材、産業を知っていただくとともに、生産者に感謝し食事を取ることなど、非常に重要な役割を担っていると考えております。

生産者の皆様からは、生産の状況や学校給食への思い、児童生徒へのメッセージ等を録画させていただきまして、食育教材として活用させていただいたり、あるいは生産者の声を献立や食育時間の資料に掲載し、生産者の思いを児童生徒に伝える取組を行っているところであります。

安全・安心でおいしい給食を提供するためには、生産者との良好な関係は何より大切であると考えておりますので、引き続き構築をしてまいりたいと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

特に地産地消といっても、例えばお米を、この甲州市内で賄うというわけにはいかないのですけれども、野菜系統のもの、そういうものについては甲州市内の農家さん、そういう方、あるいは養豚業者、そういうような方との関係を良好に保っていくという方針はそのまま続けられるということによいですか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

具体的に今出てまいりましたので、今、青果物に関しては5者、それから精肉に関しては1者が地元ということで、給食の食材として提供をいただいているという状況でございます。

委員ご質問のとおり、地域の方との関係というのは非常に大事なことでありとこちらも認識をしておりますので、引き続きその関係性の確保というところには努めてまいりたいと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） ほかにこの学校給食の地産地消に関わる件で質疑のある方はいますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） では、この件は以上といたします。

次の質問を佐藤浩美委員、お願いいたします。

- 委員（佐藤浩美君） 3番のところですけども、自主防災組織、昨日もニュースでたしか甲州市と上野原市が十何%みたいな、たしかそんなことがあったようなのですけれども、市内各地自主防災組織の整備状況や、あるいは避難所運営計画策定の状況を大体どれぐらいとか、どの地域とか、そういうことをどのように把握していらっしゃるか伺いたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

自主防災組織の機材等の整備状況につきましては、各自主防災会からの甲州市自主防災組織機材整備費補助金の申請時の相談支援や実績報告を通じて、各自主防災組織の備蓄状況は確認をしております。現在、全ての組織の全資機材のリスト化は行っていない状況ではありますが、これまでも数年置きに実態調査を実施して、各地区の状況把握に努めてきておりますので、今後はそれを定期的にも実施できるか、検討していきたいと考えております。

また、避難所運営計画につきましても、毎年、年度当初の区長会の定期総会、それから市の総合防災訓練の打合せ会、こちらも区長さんにも出席していただいておりますけれども、その際に、策定、それから更新とその出来上がったものを市に提出していただけるように継続的に働きかけを行っている状況でございます。

避難所運営計画につきましては、現在、大藤地区自主防災会が計画の策定を済ませてい

る状況でございます。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

避難所運営計画というのは大藤地区の自主防災会だけですか。あとはどこもまだやっていないという理解でよいですか。

○ 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。

○ 総務課長（志村裕喜君） 佐藤委員のおっしゃるとおり、大藤のみでございます。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

市としても、区長会の総会とかそういうところでひな形のようなものを渡していらっしゃるということですが、それがなかなか実際の形になって出てこない。例えば大藤の自主防災会のように本当に実際に自分たちで訓練をやってまで、そういうところも、素晴らしいと思うのですが、取りあえず形だけでも、誰が避難所を運営するのに頭になるのか、充て職でよいから、誰が何々班の長になるかという、その組織図のようなものを市のほうに回収するという、そういうことは今のところ呼びかけてお願いするというだけで、あまり強制力というのはないのでしょうか。

○ 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。

○ 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

毎年、区長会の総会等で計画をつくっていただけるようにというお願いを、マニュアルをお示ししながらしているところでございますけれども、今は大藤地区のみでございますので、今後も引き続きそういう機会を通じて地域で自主的に、地域に合った計画を作成していただけるようお願いを継続してまいりたいと思います。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 市で強制的にそれぞれの自主防災組織に対して言えないかもしれないのですが、今おっしゃったように、あらゆる時に、形だけでも、誰がそこをやるかという意識さえしていない場合は、もしものときに本当に右往左往してしまう。やはり市役所の職員がやってくれるだろうと思っている人が結構いるのですよね、地域の人に聞くと。なので、避難所は自分たちが運営するのだという、そのことを意識するためにも、計画の表のようなもの、組織図だけでも毎年出していただくということをできるだけ徹底していただけますようお願いいたします。要望です。

- 委員長（平塚 悟君） この自主防災組織の件について、追加で何か質疑がある委員はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、この質疑を打ち切ります。

次の質疑をお願いいたします。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 今日も過疎の計画が出たのですけれども、ああいう審議会とか審議会を経た何とか計画、総合計画とかね、そういうものの報告書がホームページでアップされたりするのですけれども、後ろに審議会、これはこういう審議会で検討しましたとか、この審議会の提言を受けてこういうふうな計画をつくりました、というような審議会の委員の名前を明記するということが原則になっているのでしょうか。私が見た幾つかのものの中で、審議会がきちんと書いてあるものとそうでないものがあるような気がするのですけれども、原則になっているかどうか伺います。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

まず、本日、先ほども見ていただきました過疎の計画については、特に審議会等を定めたものではございませんので、当然、後ろに名前が載っていたりとか、そういうことはないのですけれども、基本的には市民や有識者の皆様にご参加いただいて、審議会というものを経て策定されるような各種計画の報告書について、ご指摘の委員の名簿等、そういうものは全庁的にルールが定まっているものではございません。ただし、計画の策定に当たっては、委員の皆様いろいろな専門的な知見とか貴重なご意見いただきながら検討を進めておりますので、その経緯とか体制を明らかにするとか、それからご尽力をいただいた方々を明らかにするという観点から、多くの計画では、審議会で策定して委員さんに議論いただいたものについては氏名を掲載しているような状況でございます。

今後についても、計画策定の経過を明らかにするという観点からも、個人情報保護という観点もあって、そこも考えなければならないところでございますけれども、その計画に応じて適切に対応していきたいと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

やはり審議会でご苦労いただいた方、要は、その方々の責任もあると思いますので、個

人情報ということで、住所まで載せるわけではないし、きちんとした明記を原則にして  
いていただきたいと思ひますし、そのほうがより中身も責任あるものになるのでは  
ないかと思ひます。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） この件について、ほかに質疑は、大丈夫ですね。

では、次に、事前に通告いただいておりますので、小林真理子委員、お願いいたします。

- 委員（小林真理子君） 初めに、まず附帯決議で出されていた国民健康保険税の納税回数  
の検討の結果についてお願いします。
- 委員長（平塚 悟君） 飯島税務課長。
- 税務課長（飯島 泉君） 小林委員の質問に、これまでの経過とともにお答えをいたし  
ます。

国保税の納付回数につきましては、昨年8月の市国民健康保険運営協議会において、委  
員の意見を伺いたくアンケート調査の実施をお願いいたしました。その後、11月にアンケ  
ートを実施し、13人の委員から回答をいただき、8期、現状のままが8名、9期、または  
それ以上、納期を増やすということですが、5名という結果でありました。

納期を増やすことにより1回当たりの納付額が減り、納税者の負担軽減につながりますが、  
9期を3月に設定すると、翌4月に不納通知や督促状の発送等追加される業務や経  
費負担が発生いたします。4月は当課で最も忙しい時期であり、現在の人員への業務の  
増加には慎重な検討が必要と考えております。

先日の橋爪議員の一般質問でもお答えしたとおり、県の国保運営方針では、令和12年度  
に税水準の県内統一を目指すとされており、それまでの間に中間的な税率改正を行うこ  
とも考えられることから、納期回数は税率と同時に検討することが合理的であるという  
結論に至りました。

このことにつきまして、本年2月24日の政策協議に諮りまして、次の機会までは8期を  
継続していくということで了承をいただいております。ですので、令和8年度も引き続  
き8期納付をお願いするものであります。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 継続の検討をしていただいただけということで、来期は仕方  
ないのですが、国保審議会でもアンケートも実施していただいて、こういう結果が出た  
というところなので、承知いたしました。

ですが、国保の納税回数というのは、9期だったり10期でやっているところもあって、それが滞納者を減らしていくということに、もしつながるのであれば、確かに3月、4月、忙しくて、出納期間もあつたりするので、できれば2月中、3月頭で終わりにしたいという気持ちも分かるのですが、やはり県の統一税率がどうなっていくかも分からないですし、これよりも高くなれば、また8期ということで負担感も多くなる、どうなっていくか分からないですけれども、仮定の話なので。これは、ぜひ継続で検討を続けて行っていただくようお願いいたします。

- 委員長（平塚 悟君） この国保保険税の納税回数について、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、次の案件をお願いします。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 次に、小中学校で、塩山中学校と塩山南小学校で、AIパイロット校に指定されまして、令和7年度、やっていった経過がありますが、今年度の成果、市役所のロビーのほうでちらっと見させてはいただいたのですが、成果と、あと2月の終わりぐらいでしたか、子どもから、児童生徒がAIを使用するときに制限がかかって使えなくなったときがあったという話を聞いたのですが、その状況と、その後の対応についてお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

本年度につきましては、文部科学省の指定事業といたしまして、塩山南小学校及び塩山中学校が教育利用、校務利用につきまして、生成AIパイロット校事業に取り組んできたところであります。先進校での視察研修を行うとともに校内研修を重ねて全校的な取組として行ってきたところであります。

具体的な成果といたしましては、教育利用では誤字、脱字、文書の修正、あるいは考えをまとめる際に活用することにより、探究的な学びが深まった点であります。校務利用につきましては、保護者からの連絡事項を生成AIが自動で振り分けることによりまして、担任の授業改善、あるいは授業準備の時間を多く割り振ることができるようになったため、より効果的な授業に取り組めたということが成果であると考えております。

次に、子ども向けの生成AIについてであります。現在の端末につきましては、保護者

の同意をいただいた上で、Google社製のGeminiと呼ばれる生成AIを導入してございます。会話を重ねることで学びを深める機能を有し、調べたことをまとめるなど、補助資料として利用しております。

今回、13歳未満利用不可としております他の生成AIにも接続が可能になるということが判明いたしましたので、学校内での利用のみとし、午後4時以降の利用を制限しているという状況でございます。対応策を検討し、復旧を目指しているところではありますが、インターネット回線を利用することから、現在時間を要しているというような状況でございます。

なお、生成AIが生成する答えにつきましても、間違っただけの情報も含まれること、あるいは個人情報やプライバシーを拡散してしまうおそれもあることなどから、端末の利用を含め、学校内、または家庭内以外では、その使用は認めないということと指定させていただいております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 子どもが使用する生成AIだけ制限がかかったということですね。ちょうどテストの時期だったので、先生方はどうされているのかなと考えたところだったのですが、学校の業務のほうは滞りなく行われたということで理解してよろしいですか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

今申し上げたとおり、子どもたち用の端末に関してはブロックをさせていただいたという状況であります。先生方に関しては、特段そのブロックはしておりませんので、今、委員がおっしゃったとおりであると考えております。

- 委員長（平塚 悟君） AIパイロット校の取組について、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 今、課長、午後4時以降の使用は学校及び家庭以外では使ってはいけないというふうにおっしゃいましたか。
- 委員長（平塚 悟君） 確認しましょうか。

清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

基本的には端末の中に入っているものですので、端末に関してはどうしても移動のときに落下させたりとか、そういった故障になるようなこともありますので、基本的には学校の中、それからあと家庭内、家に帰ってから開くものについては構わないという形で利用をさせていただいている状況であります。

生成A Iに関しましても同様の状況でありますので、そこは家庭内においてもきちんと保護者とルールをつくりながら端末は使うということをお願いをしているところでありますので、同様の取組がされてきたと思います。

ただ、先ほど言ったとおり、ほかの生成A Iにも今、接続ができてしまうという状況がありますので、そこはやはり年齢制限がかかりますので、使わせるわけにはいかないということで、学校内での利用にとどめている状況でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

では、家庭では今のところ、その13歳以下の問題があって使えないということで分かりました。

私が気になるのは、児童生徒が端末、みんな持っているのですけれども、このA I、どのくらい使いこなせているのかという、そういう量的な、個々の子どもによって違うのかもしれないけれども、全ての子どもが使いこなして、できるのかなど。そこをどのように捉えているか伺います。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

先ほど小林委員のご質問にもお答えしましたとおり、今年度、指定事業として塩山南小と塩山中学校が取り組んでいる事業であります。今言ったとおり生成A Iに関しても全ての子どもさんたちの端末で利用できるということにはなっておりますが、やはり先ほど申し上げたとおり、その答えが必ずしも正しくはない。また、個人情報等も拡散してしまうということは非常に大きな課題であると思っております。

そこについては、やはりあらかじめルールを決めて学んでいただかなければならない、こういった生成A Iについてはどういうものだよということも学んでいただかなければならないと考えておりますので、今、2校でやっておりますが、今後については全学校でもそういった取組ができればと考えております。

あわせて、子どもさんたちにはまず、生成A Iとはどういうものなのかというところか

ら、学校では授業の中で教え、必ずしも出てくることは正しくない、それをそのままのみにしてはいけない。逆に出てきた答えを使うのも自分自身であるということ、そこまで含めて指導しているという状況でございます。

先ほど申し上げたとおり、あくまでも自分の学びの補助資料として使っているという認識でございます。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

ただ、子どもたちにうのみにしてはいけないという指導をするのですけれども、私たちも使っていると、それで便利だから、そのまま使いたくなってしまう。大人でもそうだと思うのですよね。あとは、個人情報も拡散してはいけないとか、いけないということと言っても、それを四六時中ついているわけではないので、家庭によっては難しいのかなというような思いもするのですけれども、その辺を丁寧にやっていただくしかないのかなと思います。感想というか要望です。

以上です。

○ 委員長（平塚 悟君） ほかにこのAIパイロット校についての質疑はございますか。

（発言する者なし）

○ 委員長（平塚 悟君） ないようですので、この件については打ち切りたいと思います。

次の質問を小林真理子委員、お願いします。

○ 委員（小林真理子君） 市長の公用車の入替えの際に、ラッピングカーにしてほしいというようなことを言ったのですけれども、真っ黒の車が入ってしまったので、ちょっとがっかりしているのですけれども。そのときにも車のランクを下げて、余剰した予算で市の公用車に甲州市をPRするようなステッカーを貼ったらどうかということで提案したとき、前の政策秘書課長は、それはすばらしいからやりましょうみたいな、ちょっと前向きな答弁をいただいたのですけれども、やっている車を拝見しないので、どうなっているのかをお願いします。

○ 委員長（平塚 悟君） 田口財政課長。

○ 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

今ご質問にあったとおり、以前、前の政策秘書課長が答弁しているのは承知しているところでございまして、公用車を活用した市の広報ですとかPRというのは、今、委員さんおっしゃったとおり、ステッカータイプですとか、あとラッピングというものがござ

います。

まず、ラッピングに関しましては、本年度導入いたしましたトイレカーですね。こちらにラッピングをさせていただきました。金額的には約50万円という費用がかかりまして、デザイン料を含んでおりますけれども、方法としては、カッティングシートとって一番安価にできるものでございます。トイレカーでございますから、非常にラッピングしやすい形状であったということで、50万円程度でできたということになりまして、ただ、費用面からも、他の車にラッピングというのは今のところ考えていない状況でございます。

次に、ステッカータイプのものでございます。こちらは市のイベントですとかお知らせ等を、例えば特別な行事、〇〇強化月間とか、そういうものもお知らせもできるというようなメリットもあると思っておりますけれども、これについては、令和8年度の当初予算を要求するときに金額の精査までして、1台2万円から3万円で3か所を貼ってできるという非常に安価な状況でございましたので、導入することは可能ではありますが、今、当課として検討しているのは、有料広告、こちらをちょっと検討しているところでございます。こちらについては、蕪崎市が先進してやっております、頻繁に情報収集をする中で、蕪崎市も当初は10台からスタートしたのですけれども、現在15台まで拡大したということで、また2事業者の利用から6事業者まで増えて、さらに問合せ等もあるといったところで、かなり需要があるのかなというところで、当課としてはこの自主財源の確保という面から、有料広告に公用車を活用したいというところで今検討しているところでございます。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 有料広告もよいと思っておりますので、それはよいな、うちのも出してみたいと思うには、やはり公用車がこういうものをつけて走っているというのを1個でも事例を見せるのが大事だと思うので、せめて1台だけでも。市長の公用車は無理そうなので。

ラッピングカー、トイレカーに採用していただいたのは大変うれしいです。ありがとうございます。

あと、ぶどうの丘も早速、質問の次の定例会前にはもう、ぶどうの丘でも作ったのですというのを得意げに話してくれたりもするので、やればできるので、ぜひ導入を頑張っ

ていただきたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） ほかにこの公用車にラッピング等の件につきまして、質疑のある方はいますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、次の質問に入ります。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 2月25日、議会の答弁でもお伺いしたのですが、市内小中学校のショートムービーの上映会があって、この開催の経緯については一般質問の中でご答弁いただいていたので、このあたりは大丈夫です。どういう方に見ていただきたくて開催したのか、また、今後CATV等で、見られなかった方も多と思うので、放映するチャンス、もしくは市のホームページに掲載するなど考えていらっしゃるのかお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

本年度につきましては、市政施行20周年及び戦後80年の節目の年でございます。市政施行20周年を記念して、学校の魅力を発信すること及び戦争の記録を次世代へ継承していくことが必要であるということから、動画作成を各学校に指示したところであります。

また、児童生徒が主体的に地域学習の成果をまとめることにより、地域への愛着と誇りを育むとともに、情報発信能力とデジタルリテラシーを向上させることも目的の一つとしたところであります。

当初につきましては、ホームページ、あるいはCATVでの公開を計画していたところであります。ただ、CATVが取材のために記録した映像を一部活用しており、著作権法上の規定により、放送ができないこと。また、個人情報特定されるおそれがあることなどから、広く周知することは控えまして、中央公民館を活用しての上映会としたところでございます。

今申し上げました理由によりまして、上映会中の撮影、録画は禁止とさせていただいたところであります。ただ、大勢の方においでいただきまして、家族や地域の皆様に来場いただいて、各学校の様子をご覧いただいたという中身でございます。

急遽、ご覧いただきました皆様から感想等のアンケートも取りましたが、やはり最初は自分の子どもさん、あるいはお孫さんの学校での様子を知りたいということでお邪魔さ

せてもらいましたと。ただ、全部の学校を知ることができて、非常にありがたかったというようなご意見もいただいたという中身でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。著作権、難しいですね。

何らかの方法で、ちょっとDVDの貸出しとか、何かできないでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

先ほど申しあげました20周年を記念して各地域とのまとめたものに関しては、学校内でも、学校のホームページがございましたので、そこで公開をするかしないかというようなことも議論させていただきました。やはり先ほど申しあげた個人情報の特定というところが心配されるということから、保護者の皆さんと、あるいは子どもたちだけの学校内のサイトを見られるようなパスワードもございましたので、そこで保護者の方たちにもご覧いただいたという中身でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 近所の方でも、見に行きたかったけどうっかりしていて、私もうっかりしていて残念だったなと思って、佐藤浩美議員からちょっと感想を聞いたりもしたのですが、分かりました。保護者の方々は子どもの端末を使って見られたということなので、承知いたしました。

- 委員長（平塚 悟君） この件について、佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 私はあの日、午後から議会があって、午前中だけなので半分しか見られなかったのですけれども、先生方が大変ご苦労されて、ふだんより余計な仕事だったのではないかなと、20周年、80周年ということで、ムービーにまとめることも大変ご苦労されたと思って、ありがたかったなと思ったのですけれども。

せっかくだから、やはりもっと大勢の人に見てもらいたかったなと思いました。あのままホームページに載せるとかそういうことはできないかもしれないけれども、その瞬間だけだったら、たしか、組の回覧にも回ったと思うのですけれども、それだけではなくて、市の公式LINEとか、そういうもので来てくださいという宣伝をもう少しやっていただければ、各全ての小中学校があったので、よりよかったかなと思います。来年はもう20周年ではないからやらないと思いますけれども、そういう市内小中学校の取組を紹介するところを、ぜひ今後も可能性を探っていただきたいと思います。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

本当に委員には午前中参加いただきまして、ありがとうございます。私も午後予定があったので、午前中だけではありましたが、参加をさせていただいて、会場の様子も拝見をさせていただいたという状況でございます。

今申し上げましたとおり、この事業に関しましては、地域の方と一緒に取り組んでくださいということで各学校にお願いをしました。それに基づいて各学校のDVDも作成がされていると考えております。

同じく今後のことに関しましてですが、やはり地域との取組というのは今後も続いていくと考えております。それを公表していくという方法に関しては、今申し上げたとおり様々な課題もあるかなと思っておりますが、何らかの方法で、その方法に関してはまた改めて学校側とも協議が必要かなとは思っておりますが、何らかの方法によりまして広く広報ができればと考えております。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） ほかにこの件について質疑はございますか。  
(発言する者なし)
- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、この件については以上とさせていただきます。

次の質問をお願いいたします。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） これも一般質問で質問させていただいて、防災備蓄品の保管場所と保管備品の一覧について、資料を頂きたかったのですが、すみません、またぜひ委員長、これはお取り計らいをお願いしたいと思うのですが。
- 委員長（平塚 悟君） 防災備蓄品の保管場所、また保管の備品の一覧というところで、表が作成されているのかどうかだけ確認してもよいですか。

志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

資料請求自体なかったもので、申し訳ありません、気が利かずに。一覧表はございますけれども、また後ほど事務局を通じて提出させていただきます。

○ 委員長（平塚 悟君） よろしくお願ひいたします。

その上で、小林真理子委員。

○ 委員（小林真理子君） その上で、区長さんたちにもぜひ、ここにこういうものが入っているという、先ほど佐藤委員のおっしゃっていた自主防災組織であるとか、そういう方々にもそういうものをお知らせするということについてはどのように検討していただいたのでしょうか。

○ 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。

○ 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

先ほど佐藤委員の質問でもお答えしたとおり、地区の防災倉庫もございまして、それぞれ地域に必要なものを備蓄しております。それに加えて市の備蓄品につきまして、どのようにお知らせするか、その情報が必要かどうか、区長さんの役員会等を通じて確認をさせていただいて、必要ということであれば、また検討していきたいと思ひます。

○ 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

○ 委員（小林真理子君） 4月に区長会の総会もありますので、ぜひそういう場を活用していろいろな意見交換を区長さんとお願ひします。

○ 委員長（平塚 悟君） この質問に関して、関連して質疑のある方はいますか。

橋爪孝裕委員。

○ 委員（橋爪孝裕君） すみません、今の地区の備品について教えてください。

賞味期限というか、消火器とか中身の更新の年数が決まっていたりすると思うのですけれども、地区の防災倉庫の備品の更新は、市から補助が出ているという認識でよいですか。

○ 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。

○ 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

佐藤委員の先ほどのご質問にお答えをしたのですけれども、各自主防災会が新規で購入するような備蓄品につきましては、自主防災組織資機材整備費補助金で補助をさせていただいておりますが、廃棄等の費用につきましては、その要綱において対象となるかどうかちょっと確認が今取れませんけれども、新規のものについては補助をさせていただいております。廃棄については、また後ほど確認をさせていただきたいと思ひます。

○ 委員長（平塚 悟君） ほかにこの件に関して質問はありますか。

志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） いただいた小林委員の質問で、保管場所等についてのお尋ねがありましたので、ちょっとそれが漏れてはまずいと思いますので、答弁させていただきたいと思います。

保管しているものにつきましては、保存水が3万2,000本ほど、またアルファ化米が1万6,000食ほど、簡易トイレですとかマスク、段ボールベッド、毛布のようなものも備蓄をさせていただいております。また、今までは女性のものに関しては生理用ナプキンが4,500個ほどだったところを本年度は新たに子ども用のおむつをS、M、Lと各サイズ、それから生理用品も吸収ライナーといったようなものも備蓄品の中に入れてさせていただきました。これらにつきましては、10年保存できる真空パックのものを購入して、長期保存ができるようにということで、検討の結果、備蓄をさせていただいております。

保管場所につきましては、市役所の各庁舎、それから市の施設として市民文化会館と勝沼体育館、それから市の所有の防災倉庫といたしましては7か所の設置でございます。

委員から昨年一般質問いただいた後、分散化のために各防災備蓄倉庫の設置に関しまして、学校、地区公民館、児童センターを所管する各課と協議も重ねさせていただきましたけれども、各施設ともちょっと現状では敷地内へそういうスペースを確保するのが困難だということでありました。

また、既存の建物内での保管につきましても、保管場所の確保ですとか管理といったものが課題であることが確認をされました。このようなため、市有の施設での新規の保管場所の確保というのは現状厳しいという認識でございます。

そのほか、委員から輸送班の人員体制や車両についてもご指摘をいただきまして、その内容を検討させていただいて進めてきた結果、本定例会で丸山議員から一般質問でいただきまして、答弁したとおり、JAフルーツ山梨と、これまで共撰所等の施設借用の協定のみでございましたけれども、搬入支援物資の管理ですとか、各避難所への支援物資の配送等への人的支援も加えた、より実効性の高い新たな協定の締結式を今月の24日に行うこととなりました。JAの職員につきましては地域とのつながりも深く、輸送経路となる地域の道路事情にも精通しており、即戦力として活動していただけるという強みも持っております。さらに車両も数多く所有をしておりまして、輸送力は各段にアップするというのを期待しております。ご理解をいただきました組合長をはじめ職員の皆様には感謝をしているところであります。

また、新年度の4月早々には、これも丸山議員にお答えしたとおり、佐川急便と包括連

携協定締結に向けて準備を進めております。この締結には、災害時における支援物資の受入れですとか、配送等に関する覚書を別途締結いたしまして、確実な配送体制の構築を図るとともに、本市の備蓄倉庫の配置ですとか、在庫管理、物資の搬入・搬出など、専門的なコンサルティングを受けまして、備蓄物資の管理、搬入・搬出体制を強化していきたいと考えております。

今後も災害時の対応力向上に努めたいと思います。

以上でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 本当に一歩前に進めてよかったと思います。人員を確保するのも大変だと思うので、いろいろな協力体制、丸山議員も一般質問のときにおっしゃっていましたが、そういうところを構築していくとか、佐川急便のコンサル、すごくよい取組だと思います。頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。
- 委員長（平塚 悟君） では、この件についてはよろしいですね。

先ほどの保管場所、それから保管備品の一覧表は、また資料としてよろしく願いいたします。

途中でありますが、ここで休憩に入ります。再開を午後1時10分といたします。

休憩 午後 0時06分

---

再開 午後 1時09分

- 委員長（平塚 悟君） 皆さんおそろいですので、再開いたします。  
午前中の質疑応答の中で、発言の追加がございます。避難所運営に関することと、もう一点あります。総務課から発言の追加がございます。  
志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） 申し訳ありません、午前中の答弁が曖昧になっていた部分もありますので、追加でお答えをさせていただきます。

まず、橋爪委員にお答えをした自主防災組織の資機材整備費補助金交付要綱の内容につきましてですが、消火器等の廃棄については対象になるかということですが、あくまでも整備に対する補助ということで、廃棄については対象となりませんが、同時にお尋ねになった詰め替えにつきましては補助対象となっているところでございますので、よろしく願いを申し上げます。

もう一点、避難所運営マニュアルにつきまして、大藤のみというお答えをさせていただいているのですけれども、過去に神金におきましても運営マニュアルを作成したという経過がございまして、毎年更新があった場合には報告してくださいということを区長会で伝えておりますので、報告がないので、先ほど答弁に入れなかったのですけれども、その辺も、更新された場合にはもう一度報告していただけるようにということでお知らせをしながら確認をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 教育総務課からもございます。

清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） 申し訳ありません。午前中、議案第4号の審議の中で、佐藤浩美委員より、学校運営協議会の委員さんの人数はということでお尋ねをいただきました。私が、おおむね70人程度であるというお答えをさせていただきましたが、来年度当初予算に計上させていただきました人数につきましては80人でございます。改めて訂正をさせていただきます。

- 委員長（平塚 悟君） それでは、引き続きその他の件について質疑を行います。

次の質問を小林委員、お願いいたします。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 質問をさせていただこうと思っていたのですが、ちょっと市役所でお答えいただける範疇を超えているようなので、高齢者の免許の更新の際、なかなか高齢者講習を受けられない状況が塩山教習所で続いている、皆様は湯村の教習所までわざわざ行ったりとか、そういう状況があるというところで、何か市で対策、何か支援などできないか聞こうと思っていたのですけれども、これは取下げさせていただきます。

- 委員長（平塚 悟君） では、取下げるということで、お願いいたします。

次にいきたいと思います。

本日の休憩中に追加となりましたその他の件に移りたいと思います。

まず初めに、小林委員から、PDFデータにはないのですけれども、報償等の手当の支給状況等、そういったことで質疑があるということですので、その件に入りたいと思います。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 総務課だけに聞きたいのですが、報償費として、消防団員であ

るとか、あと区長さん、区長代理、組長などに手当が支給されていると思うのですが、あと防災行政無線の基地局というのでしょうか、塔が建っているところの土地をお借りしているところなどがあると思うのですが、そういう方々に対しての支給する際の手続というのでしょうか、何か相手にしていただく、書いてもらうとか、どういう登録をさせていただいているのかお願いいたします。

- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

まず、区長、区長代理、組長の手当支給につきましては、毎年支給のための書類に併せて口座番号とマイナンバー確認書類の提出をお願いしております。これは1月の広報の発送に合わせて行っておるものでございますが、所得税源泉徴収が必要となるために、毎年マイナンバーの確認が必要であるために行っております。2年任期でありますけれども、口座番号が変更になったり、報酬を辞退される等の役員の方もいらっしゃいます。毎年、お手数ですがけれども、お願いしている状況でございます。

なお、人数につきましては区長100名、区長代理が130名、組長839名でございます、毎年大体半数が交替をしているような状況でございます。

消防団員の報酬につきましては、毎年度、口座で振込を行っております。入団時に口座登録をしております、口座変更があった場合は本人から申請をさせていただいております。所得税法上は非課税所得の金額内に該当しておりますので、基本的にマイナンバーの確認は不要ですので、確認は行っておりません。

それから、防災無線の放送塔、いわゆる電柱が立っている子局になりますけれども、この土地使用料につきましては、土地の賃貸借契約に基づいてのお支払いでございますので、その借地料ですので、マイナンバーの提出は不要ですので、提出いただいております。

以上でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。

2つ課題があって、放送塔ですが、以前、窓口で伺って、有償と無償の方がいる状況で、有償の方は毎年契約を更新されていくと思うのですが、毎年無償でというのも確認をしているのかどうかお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

無償の方につきましては、相続等があった場合には当然手続が必要となりますけれども、それ以外につきましては、ご本人の申出で賃貸料をといるお申出がない場合につきましては、継続して無償でお願いをしております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 当然、無償の方も、本当に善意だと思うのです。市のためであればと。けれども、申出がない限り、ずっとそのまま無償でというのもいかなものかと思しますので、年に1回のことで、そんなに多く基地局……、基地局は何個あるのですか、全部で。
- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） 正確な数字を持ち合わせていなくて申し訳ありません。いわゆる子局につきましては約130ございます。その中で有償、無償の数が今すぐご答弁できませんが、今後につきましては、ご指摘もありますので、無償の方につきましても確認できるような通知か何かなど、できるかどうかちょっと検討していきたいと思っております。
- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） ぜひ感謝の気持ちを込めて、その通知を出させていただくということでもあると思うので、無償の方には毎年通知くらいはお送りしてしてもよいかと思っております。

それと、あと、消防団の関係は非課税所得内になるので、口座登録していただければ、毎年そのまま振り込むというのは確認できたのですが、区長、区長代理、あと組長さんで、最後に、辞退される方もいるというご答弁があって、ちょっと調べていきますと、令和6年度の決算は、もう終わっているのですが、94万9,000円の不用額が出ているのですよね。令和5年度、令和元年度まで遡っていくと、大体60万円から80万円くらいの不用額が毎年出ていて、恐らく辞退されたのか、ほかの報償も入っているかもしれないので、ちょっと何とも言えないですけども。

区長手当、区長代理手当というのが令和6年度、確定申告する際に、源泉徴収が市から来ないから確認に行ったところ、区長手当が振り込まれなかったという事例がありました。ご承知だと思うのですが。その通知の在り方というのですかね、通知の出し方もそうですけども、広報と一緒に入れているから、当然、区長さん、組長さんにしても配るものですから、確認はされていると思うのですが、そこでうっかりしてしまった場合、

もう一度送っているみたいなのですが、ちょっと書き方がどうなのかなと思います。やはり区長さんとか、本当に行政のことを一生懸命お手伝いしていただきまして、区のことにも熱心に取り組んでいただいている方に、基本的に直接のご提出をお願いします、やむを得ない場合は同封の返信封筒をご利用ください、そこは直接というのもどうかなどは思うのですが。最後ですね、書き方があると思うのです。「本状と行き違いで提出いただいた場合はご容赦ください」、は理解できます。「期限までに提出されない場合は手当を辞退したものとみなします」、これは本人がやはりうっかりすることもあると思うのですよね。組長さんまでいくと、1,000人近くになって、多くて確認も大変かと思うのです。毎年ご辞退される方は何人くらいいるのですか。

- 委員長（平塚 悟君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

---

再開 午後 1時21分

- 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。

今の質疑につきましては、一度、答弁を保留とさせていただきます。

次の質疑に入ります。

佐藤浩美委員、お願いいたします。

- 委員（佐藤浩美君） 追加で幾つか出させていただきました。

最初に、一般質問でもデマンドバスのことを質問したのですが、その際に中学生は保護者同伴だったらよいですというお話だったので、中学生も子どもは子どもですが、普通のバスでも中学生が1人で乗っていると大人料金ですよね。ですので、その決まりは改善する必要があるのではないかと思うのですが、それはいかがでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。

- 市民課長（河村 君） 質問にお答えいたします。

一般質問で答弁させていただいたとおりなのですが、甲州市のデマンドバス運行業務マニュアルというものがございまして、こちらでございまして。運行当初から、このマニュアルに沿って運行しております。

今年度につきましても、5月か6月だったと思うのですが、このマニュアルの改定を目指して、デマンドバスに関わる全ての方、5台の運転手、オペレーター2名、運行管理

者2名、それから甲州市の担当課というところで、市民課と甲州市タクシー協議会で協議をさせていただいて決めております。

7月に改定させていただいたのですが、デマンドバスの利用に関する注意点というところで、子どもだけの利用はできないというところは甲州市タクシー協議会からも、このままをお願いしますという協議がととのったところがございます。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

マニュアルでそのように定めているということですが、乗せるほうの話は聞いているけれども、乗るほうの希望は不明であると思うのです。なかなか乗せるほうが難しいと言われれば難しいのかもしれないけれども、私が一般質問で言ったように、中学生だって、お年寄りと一緒に乗ることがあっても、教育的な意味でもよいのではないかと思うのですけれども、ぜひ、そういう広い目で、これから勝沼地域、大和地域も含めてどうなっていくか分かりませんが、公共交通会議で、またその年齢層のことも頭に入れて話し合いをしていただければと思います。要望です。

- 委員長（平塚 悟君） ほかにこの件につきまして質疑がある方はいらっしゃいますか。土屋憲一副委員長。

- 副委員長（土屋憲一君） 自分は松里地区、三日市場に住んでいるのですが、いろいろな中学校の統合の問題で、今、松里地区に住んでいる、松里中学校に行くはずの子が、たくさん塩山中学校に行っております。恵林寺からの県道をずっと下ってくるのですが、路側帯がすごく狭くて、非常に交通の心配があります。幸い今までは、大きな事故もなく来ているわけですが、非常に近隣の方も心配されています。

そんなことから、当然、約束事ですから、親の責任でということがあるのですが、そんな交通事情から考慮していただきたいということと、以前、市内の循環バスについては、中学生は無料券みたいなものを発行していただいて、乗せていただいた経過があると思います。そんな配慮をしていただければ、いろいろな大人の事情で子どもたちが、下柚木の子は6キロ、7キロあるところから自転車で通って、その距離があれば、基本的にはスクールバスとかそういったものが当然、準備されるわけですが、いろいろな状況の中で残念ながらそれができないということなのですが、今あるデマンドバスの利用の配慮をしていただければ、子どもたちも親御さんも安心して、子どもたちがそんな

距離を自転車で通うことをしなくてよいのかなと思いますので、自分はちょうど地域で、時々、中学生の自転車通学の様子を見て心配ですので、そんな配慮をお願いしたいと思います。

以上です。要望です。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 中学生以下ですよね、中学生以下は保護者同伴ということで、予約も保護者同伴で予約するのですか。
- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

保護者が付添いをする場合、中学生が登録してあって予約をした場合、同伴者が1名いますという予約をしていただきます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） その場合、利用料は中学生と同伴者2人分ということになるのですか。
- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

中学生は無料で乗車できます。保護者は1名、1回200円ということになっております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 私も佐藤議員の一般質問の答弁を聞きながら違和感がどうしても消せなかったのは、生徒の安全というところで保護者の同伴という答弁だったような気がするのですが、どういうことから子どもたちを守りたいという考えで、保護者同伴というのがスタートしたのかお分かりになりますか。
- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

13年間、この運用で来ております。多分、私が思うところではありますが、13年前から子どもたちだけで、中学生以下が保護者同伴ではなく乗った場合、何かしらの事故があるときにはタクシー協議会も困るというようなことで、保護者が同伴になったのではないかと推測いたします。

以上でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 分かりました。

確認で、デマンドバスの保険というのはどちらが入っているのですか、市が入っているのですか、それとも運行会社が入っているのですか。

- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

デマンドバスの車両につきましては、所有が市でございますので、市で保険に入っております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 13年前にスタートしたときと、事情も大分変わってきて、スマホを所持している児童生徒も多くなってきていますし、少し時代背景とともに、ここについては課題として検討を、小学生はちょっと分からないですけれども、中学生くらいになると、持っていない子を探すほうが大変というくらいになっているので、連絡は、保護者とも取りやすくなっています。デマンドバスを今日は使うよということは事前に、前日までに予約もするから、できると思うので、少し課題として検討すべきではないかと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

今年度の取組として、先ほど答弁させていただいたとおり、全ての関係者、乗務員5人とオペレーター、運行管理者、私どもと、その中で協議を行いまして、私も非常にドライバーの方がこんなに高齢で一生懸命頑張っているのだというところは、ひしひしと感じたところがございます。その中で、子どもだけの乗車について云々のところは、特に私どものほうからもそういった要望も出さず、運転手、運行管理者のほうも、これはずっと決まってきたことだから、このとおりですねという協議を経ておりますので、来年度以降、今年も3月の終わりに一堂に会して、今年度の取りまとめを行って、今年度の反省点を次年度に生かすという取組を始めておりますので、その際にまたタクシー協議会、実際のドライバー、あとはオペレーター等々の意見も聞きながら検討していきたいと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） すみません、先ほど要望と言ったのですけれども、それは将来的なことで、毎年このオペレーターさんやタクシーの運転手さんと一緒に運航マニュアル

を考える機会があるということですよ、その要望を。ですから、その中に、こういう意見もありますよということは伝えていただきたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

今年度、私が市民課長になりまして、ここ数年そういった取組をしていなかったという声もありました。私も、苦情ですとかそういったところが耳に入ってきましたので、数年間やっていなかった取組を今年度行いました。先ほど答弁させていただいたとおり、非常に乗務員の方の高齢化が進んでいてというところも分かりました。3月の末には、この1年間の総括を行って、来年度以降は定期的開催していきたいと考えておりますので、先ほどの要望も加味して、タクシー協議会と協議を進めていきたいと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

この間、市民への説明会とともに、本当にそういう顔の見える、きちんと顔も見ながら要望も伝え、そして向こう側の状況も把握するというのをぜひ前向きにたくさんやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

- 委員長（平塚 悟君） ほかにこの件について質疑のある方はいらっしゃいますか。  
(発言する者なし)
- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、この件については以上とさせていただきます。

次の案件に入ります。

佐藤浩美委員、お願いいたします。

- 委員（佐藤浩美君） 2番はすみません、これは削除でお願いします。撤回します。

3番のことなのですが、12月の委員会で私がいじめの案件と不登校の数などを伺ったときに、重大ないじめ案件はいまのところないというようなお答えだったように思いますが、1月の教育委員会の議題に重大ないじめ案件、これは非公表と書いてありますけれども、そのことがございましたけれども、その概要が、個別の名前とかそういうことはよいのですが、どういう経過、そしてこの後、どのようにご本人や保護者や周りの生徒たちが収まったのか収まらないのか、そういうことも含めて伺えればと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

その件に関しましては、今、委員もおっしゃいましたとおり、教育委員会の議事録に関しましては非公表、非開示とさせていただきますので、概要をとということですが、なかなか難しい部分もありますので、本当にしゃべれるところだけということとぜひお許しいただければと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

---

再開 午後 1時37分

- 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。

今の報告の中で、報告書が出来上がり次第、議会にも報告をするという内容でありました。その上で質疑をお願いいたします。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

そういう手順に従ってやっていただくということで、よろしく願います。

その重大事態というのは、いじめが原因で30日以上の不登校になった場合は重大事態として扱うということのようなのですけれども、その生徒さんは不登校状態になっているのか、それも微妙でしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

いじめ防止対策推進法の中でいじめ重大事態と言われるものに関しては、今、委員がおっしゃった長期間の欠席を余儀なくされている場合。もう一点は、生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、この2点であります。

- 委員長（平塚 悟君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

---

再開 午後 1時40分

- 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。

この件についてはよろしいですか。

(発言する者なし)

- 委員長（平塚 悟君） では、次の質疑に入ります。

佐藤浩美委員、お願いいたします。

- 委員（佐藤浩美君） 4番の質問ですけれども、私、12月議会で塩山北中学校から塩山中中学校に来た生徒さんがアンケートに答えて、ルールが違って、そのことに戸惑っているということで、ちょっと問題があったというか、なじめなかったということを訴え、それについては生徒と先生の話合いで解消に努めたというお話しだったので、それは学校側がルールを変えるということで対処したのか、それとも、先生方がその子どもさんと話をし、子どもが納得して、学校に楽しく来られるようになったのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

今回、塩山北中学校と塩山中中学校が再編をいたしまして、ちょうどここで1年ということになるわけですが、今回のことに関しまして、当課において調べたところによりますと、具体的には家庭学習の方法についてということでありました。そのことに関しましては、今までは許されていたものが塩山中中学校になって、その対応が厳しくなったというのが中身であります。

したがって、学校の勉強に関することですので、現在においては先生と話合いの中で生徒も納得をしているという状況でございます。

- 委員長（平塚 悟君） よろしいですか。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

家庭学習のやり方、方法、そのことも含めて、家庭学習のやり方は自分が自由にやればよいのではないかという気持ちもしますけれども、そういう経過は理解しました。

5番にいったいよいですか。

- 委員長（平塚 悟君） 続いてお願いいたします。

- 委員（佐藤浩美君） 以前、中学校の校則のことを一般質問したことがありましたけれども、公開については、保護者に対して公開しているというようなことだったと思えますけれども、文科省の昨年7月に校則等の見直し状況調査ということで、その中でもホームページへ公開してみんなに見てもらおうようにする、周知です、対象校のうち57%が

ホームページに記載をしていると書いてあるのですけれども、本市の中学校はこの57%には入っていないと思いますけれども、文科省のこの文書の中にも、ホームページ等に公開しておくなどの方策により、校則の内容の周知を行うことについて改めて検討いただくようお願いしていますと書いてあるのですけれども、例えば校則は、入学してからではないと見られないというのではなくて、あらかじめ校則を知っておくとか、あるいは一般市民が校則を知るということは、学校の公開という意味でも必要ではないかと思うのですけれども、その面で検討はしていただけるでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

今、佐藤委員のご質問にもありましたが、昨年3月の定例会において同様のご質問をいただいていると記憶しております。その中で、現在、本年度に関しましては、紙媒体での配布、それから先ほど委員の話にもございましたが、各学校の保護者サイトの中で閲覧ができるという状況にさせていただいております。

今、委員からもありましたが、国からは、校則についても積極的にホームページに上げなさいということもございますので、また学校長ともそこは相談をさせていただいた上で、ちょうどここで年度も切り替わるというタイミングでもありますので、学校長とも相談をさせていただく中で、こういった方法がよろしいか、改めて指示をさせていただければと考えております。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 隠すことでも何でもないので、公開をお願いしたいと思います。

続けてよろしいですか。

- 委員長（平塚 悟君） はい。
- 委員（佐藤浩美君） では、6番にいきますけれども、教育委員会に、私、不登校の数とか聞いてもなかなか統計的とか、文科省や県のほうから指示、指導があるということで明らかにはならないのですけれども、不登校が少なくないと一般で言われています。前にも、そのことを話題にしたときに申し上げましたように、やはり学校の中で子どもたちが、学校という場所で成長するということはとても人間にとって大事だと思うのです。それは知識を得るだけではなくて、人間関係を学ぶとかそういうことや、知識もやはり系統的な学びを、学習指導要領だってそれなりにきちんと段階に応じて系統的に学

んでいくことを示しているわけですから、そういうもので学ぶということで、人間としての力をつけるというところで、とても大事だと思っているのです。

なので、もちろん不登校の子どもさんが駄目だとかそういうことを言うわけではないのです。無理して学校に行かなくてもよいという、そういう側面もあるでしょうけれども、けれども、もしもこの甲州市で不登校の子どもの数が少なくないというならば、不登校を減らす対策検討会議というものがあってもよいのではないかと思うのですけれども、そのあたりのものはあるのでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

本市につきましては、児童生徒の不登校問題について調査・検討を行い、その未然防止や支援に努め、たくましく生き抜くことのできる児童生徒の育成を図ること、そういった目的によりまして、令和4年5月でございますが、甲州市児童生徒支援協議会というものを設置させていただいております。

この支援協議会におきましては、所掌事務といたしまして、不登校児童生徒の実態把握と分析、不登校の未然防止に関わる具体的な取組、不登校児童生徒への支援体制の構築といった項目について所掌事務とさせていただいております。今申し上げたことに関しましては、学校長であるとか、スクールソーシャルワーカーであるとかスクールカウンセラーであるとか、そういった方たちにも入っていただいて、協議を進めているという状況でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） それで、令和4年だから、今、令和8年、約4年近くたっているのですけれども、それで不登校の子どもの数が減っているとか、そういうことはあるのでしょうか。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

全国的には多く、毎年増加しているということは従前からお話をさせていただいているところでございます。

本市につきましてもある程度の一定の人数はいるということも間違いはございません。現在、昨年度の状況と一昨年との状況でありますと、全国の上昇率に比べれば若干ではございますが、低いという状況で、微増という状況で本市の場合は推移をしているとい

う状況でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 今の、全国と比べると低いというのは、人数が少ないということですか。それとも、増加率が低いということですか。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

失礼しました。増加率でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 増加率ということですから、もともとそんなに少なくなければ、増加率はそんなに変わらないという言い方もできるかと思うのです。私がこれを思ったのは、隣の市の、前にも私、一般質問の中でも言ったのですけれども、不登校が減っているということを言いましたけれども、隣の市では79人いた不登校の生徒が半分になったということを市長が言っているわけですね。だから、そういうところでは、どういうことをしたからそうなったのかというような検討をこの支援協議会というものでやっていただきたいなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

他市の状況については特段把握もしておりませんので、何ともコメントのしようがないのですが、ただ、例年から申し上げているとおり、不登校の状況というのは個々に違いますので、一概に隣が減ったからうちも減るのだろうというところではないかなと思っております。当市には当市の不登校となる要因というものがそれぞれあるかと思っておりますので、そこは一人一人見ていかないとならないかなと思っております。

今申し上げた支援協議会の中でも、その状況については、一人一人把握をするというようなことも努めているところでありますので、今後につきましても、未然防止ということも含めまして、不登校対策は行ってまいりたいと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 不登校の子どもさんは、もちろん個々に問題がある場合もあります。例えば発達障害とか、それから家庭の育ちの状況とか、大変難しいことは私も承知していますし、そうだと思います。これをしたからこうなったということではないと思いますけれども、でも、現実にそうやって減っている学校があると。そういうことを、

なぜ減ったのかぐらいのことは研究してもよろしいのではないかとことを申し上げておきます。

- 委員長（平塚 悟君） この件について、教育委員会には支援協議会が設置されているということでありました。

ほかに質疑はありますでしょうか。

土屋憲一副委員長。

- 副委員長（土屋憲一君） 不登校の人数はよいのですが、全国の小中学校の不登校の割合とかパーセント、あと、県内の小中学校の不登校の割合、あと本市の割合というものも出せないのでしょうか。割合であれば、個人的なものは。課題をやはり、非常にたくさんのもを含んでいますので、家庭だったり学校だったり、もしかしたら地域だったり、いろいろな問題を含んでいますので、そういったものが出てくれば、問題が共有されないことには課題が解決できないかなと思っています。検討をお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、この不登校の問題でございますが、調査とすると、児童生徒の問題行動、不登校と指導上の諸課題に関する調査、という調査であります。こちらに関しては、毎年、文部科学省のほうで実施を行い、全国の状況については公表がなされております。また、そのタイミングで県全体の、やはり人数等についても公表がされているという状況でございます。

このことに関しましては、12月のときにもお話をさせていただいたのですが、あくまで統計調査の中の一環として行われているという状況でありますので、個々のものに関しては控えさせていただいているという状況でございます。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） ほかにこの件に関して質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、この件についての質疑は打ち切ります。

次の質問をお願いいたします。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 甲州市教育ビジョンというのが後でお話しされるのかもしれませんが、授業時数特例校という、その言葉がちょっと気になったので、どういう内

容か、それで、今もやっているのですよね。その内容も教えてください。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） 休憩願います。
- 委員長（平塚 悟君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

---

再開 午後 1時56分

- 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。

先ほどの件、報償等の区長、組長への支給というところでの質疑に戻らせていただきます。

志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） 時間をいただきまして、ありがとうございました。

件数につきましてご報告いたします。

先ほど人数につきましては、区長100人、区長代理130人、組長839人とお答えをさせていただきました。

令和6年度が、先ほどの合計が1,078人のうち、最初に申請等がいただけなくて再通知した方が99名おりまして、その方には再通知をして、最終的に26名の方の申請がいただけなかったという状況でございます。

令和7年度、本年度につきましては、通知を発送した数は同数でございます。そのうち75人が現在、申請確認書類等が頂けておりませんので、昨日、例年と同様に再度、提出いただけるようにということで依頼の通知を発送してございます。その発送した通知の内容、記述についてもう少し考えたほうがよいという、委員からご指摘をいただきました。確かに区長さん等に対してももう少し記述の仕方は考え、見直していきたいと思っております。

以上でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 見直しをされたほうがよいと思います。「手当を辞退される場合は連絡不要です」という最後の一文も、何ていうのでしょうか。本当にやっていただいているということについて、先ほどの放送塔もそうですけれども、無償で借りている、無償だから、もうそのままずっと毎年無償ですということではなくて、やはり感謝の気

持ちをぜひ表したほうが、お互いなので、市役所もちろん皆様も頑張っていたいているのは分かっているのですが、区長の皆様をお願いすることもありますし、どっちもお願いすることがある関係で、よい関係を築いていくことは大事だと思います。

年度末になると忘れてしまう方もいると思うので、区長さんが替わるタイミングというのが1月だったり4月だったり、組長交代も地区によるので難しいと思うのですが、出すタイミングというのは、1月がよいということですか。

- 委員長（平塚 悟君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

通知の発送の時期につきましては、区長さんたちの要望を受けまして、1月の広報に合わせ通知をしてほしいということでしたので、そのようにさせていただいております。

また、信頼関係というお言葉もいただきました。当然、区長さんがお集りのときには、総会ですとか、本年度は特に市長と区長会の役員さんの皆さんとの懇談会なども行い、その際には、十分とは言えないまでも、感謝の気持ちはお伝えしておりますので、今後も引き続きまして、行政のお手伝いをさせていただいている区長さんたちですので、その気持ちを持つということは当然のことだと思っておりますので、継続をしてまいりたいと思います。

なお、通知につきましては、合計で1,078名がいらっしゃいまして、区長、区長代理、組長と分け経てることができないと考えておりますので、今後も通知、再通知等で連絡をしていただいて、提出いただけるようお願いしてまいりたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 以上でその他の件についての質疑を打ち切ります。  
ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時01分

---

再開 午後 3時12分

- 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。

まず初めに、1月23日にふじよしだまちづくり公社に視察研修に行つてまいりました。皆さんに個々に報告書も提出をいただいております。また、3月定例会初日に委員長報告もさせていただきました。

その中で、皆さんから提出いただいた報告書を改めて私のほうでまとめまして、委員会としての視察研修報告書を作成いたしました。内容等、シンプルに取りまとめて、それ

から最終的に6番、7番で、視察研修で得られた知見、それから甲州市における今後の課題とその視察研修から得られたことから提言ということで、3つをまとめて研修報告書を作成いたしましたので、なるべくこのままでお願いできればという思いはあるのですが、もし必要な事項等があれば、この場でなくても構いませんので、報告をいただきたいと思います。なければ、このまま委員会の報告書としてホームページに掲載をしていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

もう一点が、所管事務調査の項目についてであります。これも過日、皆さんに総務文教常任委員会で取り扱うべき所管事務調査の項目として何件か皆さんに上げていただきました。実際に5名の委員から項目を出していただいたのですが、この中で、やはり一番多かった意見は、今後の学校教育の在り方について、これが一番メインで、ほとんどの方がこのことを上げられておりました。もちろん審議会も開催されて、当局側では小学校の適正規模についての審議を行っていただいている最中でもあります。議会側としても所管する委員会として、このことを、歩調を合わせて調査研究を進めて、提言、どういう提言になるかは調査研究次第ですけれども、進めていきたいと私自身も思っております。時間もありますので、そういう形で進めさせていただいてよいか決を採りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 委員長(平塚 悟君) では、ここに内容等も出していただいておりますが、総務文教常任委員会として、小学校の適正配置についてということで、今後、調査研究を進めていく、そういう形でよろしいでしょうか。

小林真理子委員。

- 委員(小林真理子君) ここにも書いてあるのですが、中学校の再編もまだ半ば、まだ完了していないというところもあるので、小学校の適正配置に限らず、市内公立学校にするのは可能ですか。それとも小学校だけに限定してやっていきますか。
- 委員長(平塚 悟君) 今、小林委員から、小学校に限定しないほうがよいという意見がありました。

この件について、皆さんのお考えをお伺いしたいと思います。

橋爪委員。

- 委員(橋爪孝裕君) 個人的には小林委員のとおり、中学校も含めて検討いただければありがたいと思っております。

- 委員長（平塚 悟君） 山賀委員。
- 委員（山賀沙耶君） 私も小学校、中学校含めて、義務教育と思うのですけれども、何かちょっと突拍子もない話だったら申し訳ないのですけれども、そもそも今までの小学校とか中学校の教育、人口がまだ多かった世代が受けていた教育のモデルのイメージをただ縮小していくみたいなものだと限界が来るのかなという気がして、何かそれを越えたような取組をしているようなところの研究ができないかなと思いました。例えば、義務教育9年間を一貫の学校にしているとか、複式学級に近いのですけれども、年齢ミックスの教育とか。そういう新しい教育観みたいな、未来に飛び過ぎているかもしれないのですけれども、何かそういうものをもうちょっとイメージしていけないかなと思ったりしました。
- 委員長（平塚 悟君） ありがとうございます。  
ほかにどうでしょうか、ご意見は。  
丸山国一委員。
- 委員（丸山国一君） 今、山賀委員からもそういう話が出ました。大分前に、中学校の再編のときも、各学校を見に行ったり、現場の状況を改めて確認をして、皆さんが市内の小中学校の現状を目の当たりにしてからのほうがよいのではないかと思います。複式があったり、単独にあったり、本当に二、三人の教室もあったりとかね。いろいろな学校教育をされているので、そういったことを見ながら、そして新たな挑戦をしている各自治体もあります。小中一貫をやっているところもあったり、あるいはいろいろな形で取組をしているところが各自治体にあるので、この項目の中で視察研修もしたい、先進のところも見たい、いろいろな挑戦をしているところも見てみたいということもあると思います。ぜひそういった形で、小学校、中学校も、まず現状を見る中で、今後の方向性を少しでも委員会として話し合いができてということがスタートではないかと思いますので、そういう方向でぜひ委員長には進めていただければありがたいなと思います。
- 委員長（平塚 悟君） ありがとうございます。  
佐藤照幸委員。
- 委員（佐藤照幸君） ありがとうございます。  
この間の一般質問でもちょっとさせてもらったのですけれども、どうしても私、大和に住んでいまして、中山間地域の学校ということで、本当に教育もすごく大事でね、これからの子どもたちにどういう教育をしてもらおうかということで、甲州市の未来に関わっ

てくると思うのですけれども、中山間地域の例えば大和とか神金とか玉宮の学校がなくなることで、地域が本当に、言葉は変ですけれども、死んでしまうのですよね。もうあの地域に行って子どもを育てようという人がもうなくなってしまうのですよね。そこら辺を、ただ人数が少ないからとか、運営上とか、ある程度、25人学級であれば、教育の質が上がるみたいなものを、そういうことだけだと本当に、それだけでは駄目だと思うので。丸山委員がおっしゃったように、もう少し幅広く我々がいろいろの先進地というか、成功事例の学校を見たり、現状の甲州市内の学校を見させていただいて、より広い視野に立って、これからの教育を考えていく。それは教育も、地域のこれからの生き残りとか、そしてあと、住民の誇りとかそういう、地域愛とかにもつながってくる問題なので、そういうものを総務文教で、一緒に学ばせていただくことを強く望みます。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君）      ありがとうございます。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君）      今、皆さんがおっしゃったことでよいと思うのですけれども、中学校もまだ完結していない中で、中学校、小学校を一緒に考えていくということもよいと思いますし、丸山委員おっしゃった、まず現状を見なくてはいけないから、それを見ていくということも必要だと思います。

私も佐藤照幸委員がおっしゃったように、地域にとって学校はとても大事な場所で、学校は地域の灯台という、私がいつも言っている、そういうことがあって、地域の学校の必要性というか、重要性というのが、学校が地域にとってどんなに大事かということはある。私は各地域にあればよいと思うのだけれども、さっきの数字を見ると、みんなそこで考えるわけですよね。けれども、くっつけてしまえばよいとかそういう問題ではなくて、やはりこの際だから、今、山賀委員がおっしゃったように、新しい学校というものの可能性みたいなものを、今までの、先生の言うことをよく聞いてやっていくのがよいみたいな、そうではないかもしれないけれども、もっと新しい、もしかすると複式学級の大きいバージョンで、学年はいろいろだけれども、子どもそれぞれを成長させているという学校もある。そういうところも見たいと思って、そういう新しい可能性というのを提案していくということも必要かなと思うのです。

ただ、市の学校再編審議会は1年で結論を見るわけですよね。だから、相当私たちはそれのためにすごい時間をたくさん使って頑張ってやっていかないと難しい課題だなと思

いますので、やるのだったらみんな頑張ってやりましょうと思います。

- 委員長（平塚 悟君） そうですね、ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

---

再開 午後 3時35分

- 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。

休憩中にも意見を皆さんからいただきました。その中で、総務文教常任委員会で所管事務調査をする項目、内容を、まず学校教育の在り方、それから地域性を加味する、地域の学校についてということで、もう少し文言はしっかりまとめたいと思います。テーマをまとめたいと思いますが、基本としてはその2点を中心に調査研究を進めていくということで、皆さんよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） テーマについて決まりましたら、また皆さんにお知らせをするようにいたします。あとは委員長、副委員長で取りまとめていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、この件については以上とさせていただきます。

その他、委員から何かございますか。よろしいでしょうか。

あと、13日と16日で予算決算常任委員会の分科会が開催されます。通常どおり2款から質疑応答、一般会計を行ってから財産区と特別会計という順番で審査を行ってまいりたいと考えております。また、10款の教育費について、B&G海洋センターの大規模改修事業の予算計上がされております。

また、塩山体育館も空調設備の工事設計業務委託等の費用も入っております。できれば13日に現地を、10款の審査中に休憩時間を取って行きたいと考えておりますので、またご承知おきをお願いいたします。

私からは以上となります。

では、ほかになければ、以上で閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） では、以上で本日の総務文教常任委員会を終了といたします。

最後に、副委員長に挨拶をお願いいたします。

- 副委員長（土屋憲一君） 以上で、本日の総務文教委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。また、その他の案件についての質疑が市政のさらなる発展に寄与することを確信し、これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

〔散会 午後 3時38分〕